

## 第 4 章 廃棄物処理の課題

廃棄物の減量化・リサイクルの推進や処理施設の確保、適正処理の徹底などこれまでの取組を一層強化するとともに、低炭素社会との一体的実現も視野に入れた循環型社会の実現や社会環境の変化（高齢社会到来，アナログ放送終了等）への対応など，新たな課題への適切な対応が求められています。

### 第 1 節 循環型社会の実現

#### 1 リサイクルの推進

事業活動に伴って排出される廃棄物の減量化・リサイクルの推進に当たって，事業者による自主的な 3 R に係る取組を支援し，事業者の取組を促進する必要があります。

事業化に結びつくリサイクル技術の研究開発やリサイクル施設の整備を推進するとともに，付加価値の高いリサイクル製品の生産や廃棄物のリサイクルシステム構築の取組を支援し，循環型社会ビジネスを振興する必要があります。なお，循環型社会ビジネスの振興にあたっては，温室効果ガス削減の取組も併せて推進するよう配慮する必要があります。

リサイクル製品の利用が停滞していることから，リサイクル製品について，家庭向け製品を開発し，リサイクル製品の販路や利用用途の拡大を図る必要があります。

最終処分率が高い又は再生利用率が低い汚泥や廃プラスチック類などの産業廃棄物に対して，リサイクルの取組を進める必要があります。

再生利用率が全国水準に達していない産業廃棄物（ガラス・コンクリート・陶磁器くず，がれき類及び木くず）については，再生利用率の向上を図る必要があります。

レアメタル<sup>1</sup>の回収など，新たな分野におけるリサイクルの必要性があります。

廃プラスチック類の燃料化など熱回収や廃棄物系バイオマス<sup>2</sup>の利活用の推進を図る必要があります。

容器包装リサイクル法や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）など，各種リサイクル法が円滑に実施されるよう，普及啓発や関係者間の調整に努める必要があります。

農業系廃棄物の適正処理から利活用に至るまでの適切な手法を検討する必要があります。

下水道普及率の向上により増加傾向にある下水汚泥について，再生利用を進める必要があります。

引き続きリサイクルの推進が必要な中で，循環型社会ビジネスの振興につながるようリサイクル製品の開発に向けて，人材育成の必要性があります。

1 レアメタル：地球上の存在量が稀であるか，技術的・経済的な理由で抽出困難な金属のうち，工業需要が現に存在する（今後見込まれる）ため安定供給の確保が政策的に重要であるものとして，国の鉱業審議会でレアメタルと定義している 31 種類の非鉄金属。

2 廃棄物系バイオマス：バイオマス（biomass）は，バイオ（bio = 生物，生物資源）とマス（mass = 量）からなる言葉で，再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとは，廃棄される紙，家畜排せつ物，食品廃棄物，建設発生木材等をいう。

## 2 リサイクル産業の集積・育成

資源循環型産業の拠点となるリサイクル産業団地の立地を推進する必要があります。

## 3 環境意識の向上及び自主的行動の推進

廃棄物処理の課題を解決するためには、県民や事業者が3Rに対する理解を深め、自主的な活動に取り組む意欲を高めるための意識啓発や環境学習を積極的に進める必要があります。

その手法として、県民・事業者・関係団体・行政が相互に連携するなど地域全体の問題として取り組む必要があります。

## 4 市町による環境基本計画等の策定の促進

循環型社会の実現に向けた取組を促進するためには、市町において総合的な環境行政の基本となる「環境基本計画」や「温暖化対策実行計画」などを策定し、これらに基づく取組を計画的に進めていく必要があります。

## 5 県の率先した取組

県民・事業者・関係団体・行政などによる3Rの取組を促進するため、県が率先して、公共事業における廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進などに取り組む必要があります。

# 第2節 一般廃棄物

## 1 発生抑制及び減量化

一般廃棄物の更なる減量化のためには、県民・事業者・関係団体・行政が一体となって、3R（リデュース：発生抑制，リユース：再使用，リサイクル：再生利用）を一層推進する必要があります。

市町の地域条件に応じた適切な一般廃棄物処理システム（分別収集・リサイクル・エネルギー回収・最終処分等）の見直しや処理コストの低減につながる取組が円滑に行えるよう市町の取組を支援する必要があります。

## 2 適正処理対策の推進

本格的な高齢社会を迎え、一人暮らし高齢者世帯が増加しており、家庭ごみを所定の排出場所まで持ち出すことが困難なことから、高齢社会に対応した処理体制を構築する必要があります。

平成23年7月にアナログ放送が終了することに伴い、大量廃棄が予想されるアナログテレビについて、不法投棄の増加が懸念されることから、家電リサイクル法に基づくリサイクル処理を住民へ周知徹底する必要があります。

アスベスト廃棄物等有害な廃棄物の適正処理の確保が必要となります。

在宅医療廃棄物など社会情勢等の変化に伴って新たに家庭から発生する処理困難な廃棄物の適正処理を推進する必要があります。

一般廃棄物処理施設の運営について、県民への安全・安心の視点が必要となります。

漂流・漂着した海ごみ<sup>3</sup>による環境・景観の悪化、漁業被害等が懸念されることから、海ごみの発生抑制、処理体制の構築が求められています。

### 3 処理施設の確保・維持管理等

市町のごみ処理施設の計画的な整備の推進を図る必要があります。

市町村合併を踏まえた効率的・広域的な施設整備の推進を図る必要があります。

ごみのリサイクル及びエネルギー回収・利用に配慮した施設整備の推進を図る必要があります。

ごみ焼却施設の運転、点検、解体作業における、廃棄物焼却施設内作業でのダイオキシン類ばく露防止対策<sup>4</sup>を徹底する必要があります。

処理施設等の事故に伴い周辺環境に多大な影響を与えることから、事故発生時の緊急対応方法について事前に定めておく必要があります。

最終処分場跡地について、生活環境保全上支障が生じないように、適切な利用を確保する必要があります。

### 4 災害廃棄物対策の推進

台風や地震など災害時において、住民の生活環境を早急に復旧させるため、多量に発生する災害廃棄物の処理が問題となっています。

災害廃棄物の処理に当たっては、単独の市町の処理能力等では迅速な対応ができない場合も想定されるため、周辺市町と相互に協力して処理する体制が求められています。

### 5 生活排水対策（し尿等）の推進

地域の実情に応じた公共下水道、農業・漁業集落排水、浄化槽の計画的な整備を図る必要があります。

浄化槽の適切な放流水を維持するため、適正な維持管理や法定検査の受検を促進する必要があります。

---

3 海ごみ：海底ごみ（海底に沈んでいるもの）、漂流ごみ（海中を浮遊しているもの）、漂着ごみ（海岸に打ち上げられたもの）の総称。

4 ダイオキシン類ばく露防止対策：廃棄物焼却施設における焼却炉等の運転、点検等作業及び解体作業に従事する労働者のダイオキシン類へのばく露を未然に防止することが重要であることから、厚生労働省では、平成13年4月に労働安全衛生規則の一部を改正し、廃棄物の焼却施設におけるダイオキシン類へのばく露防止措置を規定した。

## 第3節 産業廃棄物

### 1 発生抑制及び減量化

排出事業者において、発生抑制、再使用、再生利用、熱回収等の順に、できる限り循環的な利用を行うとともに、これらの取組の中で、温室効果ガス削減にも繋がる取組があれば併せて取り組むという意識醸成を図る必要があります。

また、排出現場での分別を徹底してリサイクルが容易になるよう配慮するとともに、リサイクル製品を積極的に使用して、リサイクル製品の製造と使用が円滑に進むようにする必要があります。

発生抑制、減量化及び再生利用を推進するため、技術開発や施設整備が必要です。特に、再生利用が全国水準に達していない廃棄物の再生利用率の向上や、セメント需要の低迷により再生利用量が制約される可能性のある、セメント原料化に代わるリサイクルへの転換等に取り組む必要があります。

### 2 適正処理対策の推進

排出事業者に対しては、「排出事業者責任」を徹底するための啓発、指導を行う必要があります。特に、排出事業者は「委託した廃棄物」の処理確認が不十分な状況にあることから、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の適正使用、処理状況の確認の徹底、電子マニフェストの普及を図る必要があります。

依然として、排出事業者及び処理業者による不適正処理が発生しているため、立入検査を強化して適正処理を推進するとともに、悪質な業者に対して厳格に対応する必要があります。

適正処理を推進するため、優良な処理業者の育成を図る必要があります。

アスベスト廃棄物等有害な廃棄物の適正処理を徹底する必要があります。また、保管が義務付けられているPCBを含有する変圧器等（PCB廃棄物）の不適正処理等による環境汚染を防止するため、保管事業者に、PCB廃棄物を日本環境安全事業(株)北九州事業所等の処理施設で処分するまで、適正に保管するよう周知・徹底する必要があります。

県外から搬入された廃棄物の不適正処理が発生しているため、これらの廃棄物の処理状況を監視する必要があります。

### 3 処理施設の確保・維持管理等

最終処分場、焼却施設等の設置・管理による生活環境保全上の問題が生じないように、厳正な審査・検査を行う必要があります。

民間処分場の設置が困難な状況にあるため、これを補完する公共関係処分場を計画的に整備する必要があります。

処理施設の設置に当たり、設置者・地域住民の間での紛争を防止するため、関係者間の合意形成を図る必要があります。

アスベストを含む建材を使用した建物の解体等により、アスベスト廃棄物の増大が予測されることから、アスベスト廃棄物を適正に処理する施設を確保する必要があります。

地球温暖化防止対策の観点から、焼却施設の熱回収を推進する必要があります。

## 第4節 不法投棄防止対策

不法投棄の監視や不法投棄防止の対策・啓発等を実施していますが、依然として、不法投棄が発生している状況にあるので、更なる監視、関係機関との連携強化、県民・多様な組織等からの情報提供などにより、不法投棄させない社会を醸成するとともに、原因者に対しては、処分・処罰など厳正な対応を徹底する必要があります。

市町が行う不法投棄防止対策への助成の継続や市町併任職員による監視等、県と市町が一体となった不法投棄防止対策を行う必要があります。

平成23年7月にアナログ放送が終了することに伴い、大量廃棄が予想されるアナログテレビについて、不法投棄の増加が懸念されることから、家電リサイクル法に基づくリサイクル処理を住民へ周知徹底する必要があります。【再掲】